

会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第34回）					
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係					
開催日時	平成25年10月16日(水)午後6時30分～午後8時40分					
開催場所	前原暫定集会施設1階 A会議室					
出席者	委員長	西尾 隆	委員			
	副委員長	浅野 智彦	委員			
	委員	赤羽 里家	委員	古畑 昭郎	委員	
		坂爪 智子	委員	杉本 早苗	委員	
		福井 高雄	委員	川口 亜子	委員	
		五島 宏	委員	田中 留美子	委員	
		伊藤 茂男	委員	河野 律子	委員	
市長	稲葉 孝彦					
事務局	企画政策課長	水落 俊也				
	企画政策課長補佐	竹田 怜史				
	企画政策課主任	工藤 真矢				
	企画政策課副主査	津田 理恵				
傍聴の可否	㊦ 一部不可		不可			
傍聴者数	4人					
<p>【会議次第】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状の交付 3 委員長の互選について 4 副委員長の互選について 5 市民参加条例の概要について 6 推進会議の運営等について <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議録作成の基本方針 (2) 推進会議の開催時刻等 (3) 意見・提案シート 7 市民参加条例運用状況等について <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民参加の状況について <ol style="list-style-type: none"> ア 平成25年度市民参加条例対象附属機関等設置状況 イ 平成24年度審議会等の公募結果 ウ 平成24年度パブリックコメントの実施状況 (2) 第4期推進会議提言の進捗状況の報告 (3) 市民参加推進会議の検討事項について <p>※第4期からの申し送りの検討項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期推進会議の提言の進捗状況について不断の点検を行う。 ・ 自治基本条例に関してさらに議論する。 ・ 参加型職員研修について 8 次回推進会議の開催日について 9 閉会 						

	全文記録ページ
【会議結果】	
1 開 会	P1
2 委嘱状の交付	P2
3 委員長の互選について	P5~P6
4 副委員長の互選について	P6
5 市民参加条例の概要について	P7~P10
○事務局から説明	
・市民参加条例の制定までの過程及び概略について	P7
・市民参加条例の各条文の解説	P8~P10
【主な意見】	
・第4条第2項に「市は、市民の市政に対する要求及び意見を誠実に受け止め、処理しなければならない。この場合において、市は、そのための窓口を保障しなければならない。」とあるが、窓口となる担当の課があるのか。 →事務局回答：窓口は業務によって異なる。要求や意見があった時に何も回答しないということではないという意味である。	P10
6 推進会議の運営等について	P11~P24
(1)会議録作成の基本方針	P11~P13
前回までの会議録の作成方法と同様に、全文記録を行い、会議録の冒頭に要点をまとめた会議結果をつけることとした。	
(2)推進会議の開催時刻等	P13~ P16
平日6時を基本とし、平日、土曜、日曜の午前中の開催も検討に含めることとした。	P15~P 16
(3)意見・提案シート	P16~P23
前期に引き続き、意見・提案シートを活用する。会議開催の10日前に届いたものは事前配付資料として委員へ送り、それ以降に届いたものはできるだけ当日配付資料とする。氏名も含めて原文のまま会議録と合わせて配付資料として公開し、無記名だった場合は参考資料として委員へ配付する。提出された意見の取扱い方法を一義的に決めず、審議の内容によって参考にする。 また、様式を下記のとおり変更する。	
・「※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。」の後に「無記名の場合は参考資料として委員に配付し、公開は行いません。」を加える。	P21~22
・「◆推進会議への検討内容について」を「◆推進会議の検討内容（今回・次回以降）について」とする。	P23
7 市民参加条例運用状況等について	P24~P32
(1) 市民参加の状況について	P24~P27
ア 平成25年度市民参加条例対象附属機関等設置状況（平成25年度4月1日現在）	
イ 平成24年度審議会等の公募結果	
ウ 平成24年度パブリックコメントの実施状況	

<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料４の年代別委員数では、２０代が２人おり、うち１人は公募の枠がない審議会の委員だが、もう１人は公募の枠がある審議会（資料４番号３８の「まちづくり委員会」）に所属している。この委員が公募なのか。 →事務局回答：（後日確認）公募委員であった。 	P25
<ul style="list-style-type: none"> 無作為抽出での委員の選出は小金井市では初めての取組なので、しっかり検証しなければいけないと思う。 	P26
<ul style="list-style-type: none"> 今回の試行で、案内状を送付したうちの１割から応募があったことは、多いと言える。 	P26
<p>(2) 第４期推進会議提言の進捗状況の報告</p>	P27~P28
<p>(3) 市民参加推進会議の検討事項について</p>	P28~P33
<p>【主な意見】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 参加型職員研修は、市民と職員の人たちが顔を合わせ、言いたいことを言い合える機会を増やせるので、検討していきたい。 	P30
<ul style="list-style-type: none"> 小金井市の市民参加条例は、ある程度、協働事業的な意味合いも多分に含んでいるから、「市民参加・協働条例」という言葉に置きかえて拡大解釈しながら、自治基本条例に関して考えていかなければいけないのではないかと思う。 	P30
<ul style="list-style-type: none"> 参加と協働というのは密接な関係がある。推進会議の審議を深めることが、自治基本条例に結びついていく。 	P31
<ul style="list-style-type: none"> 協働については、市民協働のあり方検討委員会で答申を出しているため、その話を随時聞いていくという形で押さえておくのがよいと思う。 	P31
<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例は、かなり専門的な話になると思うので、ここで、それに答えを出すというのはかなり難しいだろうと思う。 	P31
<p>【決定事項】</p>	
<p>検討事項について、提案がある委員は事務局にメモを提出し、それに基づき、正副委員長と事務局で進め方について検討することとなった。</p>	P32
<p>8 次回推進会議の開催日について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・１２月２０日午後６時から開催することとなった。 	P33
<p>9 閉会</p>	P33

【提出資料】

- 1 小金井市市民参加条例概要
- 2 小金井市市民参加条例
- 3 小金井市市民参加条例施行規則
- 4 平成25年度市民参加条例対象附属機関等設置状況
- 5 公募委員状況一覧（平成24年度）
- 6 パブリックコメント実施状況（平成24年度）
- 7 第4期市民参加推進会議提言及び市長回答
- 8 第4期市民参加推進会議 資料集
- 9 小金井市市民参加条例の手引
- 10 小金井市市民参加条例の手引（改正分）
- 11 第4期の意見・提案シート

第34回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成25年10月16日(水) 午後6時30分～午後8時40分

場 所 前原暫定集会施設1階 A会議室

出席委員 12人

委員長 西 尾 隆 委員

副委員長 浅 野 智 彦 委員

委 員 赤 羽 里 家 委員 古 畑 昭 郎 委員

坂 爪 智 子 委員 杉 本 早 苗 委員

福 井 高 雄 委員 川 口 亜 子 委員

五 島 宏 委員 田 中 留美子 委員

伊 藤 茂 男 委員 河 野 律 子 委員

欠席委員 0人

事務局職員

企画政策課長 水 落 俊 也

企画政策課長補佐 竹 田 怜 史

企画政策課主任 工 藤 真 矢

企画政策課副主事 津 田 理 恵

傍 聴 者 4人

(午後6時30分開会)

◎事務局 こんにちは。ちょっと時間前なのですが、皆様そろいましたので、始めさせていただきます。

ただいまから、第34回の小金井市市民参加推進会議を開催いたします。

なお、推進会議の会議開催数は、平成17年1月からの第1期の推進会議からの通算の回数とさせていただきます。

また、前期第4期の委員任期は平成25年7月28日までとなっており、現時点におきましては、委員の委嘱が行われる前なので、正式には市民参加推進会議はございませんが、委員委嘱も含めまして市民参加推進会議に準じた会議と位置づけまして、進行させていただきます。

本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。委員委嘱が終わるまで司会進行等を務めます企画政策課長の水落です。よろしく願いいたします。

(資料の確認)

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。

初めに、委嘱状の交付を行います。それでは、西尾先生から順番に交付させていただきます。

と思います。市長、よろしく申し上げます。

(委嘱状交付)

◎事務局 では、続きまして、稲葉小金井市長からご挨拶させていただきます。よろしく申し上げます。

◎市長 改めまして、皆さん、こんばんは。小金井市長の稲葉でございます。今日は第1回目の小金井市市民参加条例に基づく市民参加推進会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

小金井市の市民参加条例は、平成16年4月1日に施行しました。市民の皆様のさまざまな意見を市政に反映し、市民と市との協働によるまちづくりを推進するために、この条例が制定されております。私が最初の市長選挙に出るときの選挙公約でもあったわけですが、平成16年に制定させていただきました。平成17年から第1期、平成19年から第2期、平成21年から第3期、平成23年から第4期、引き続き第5期の委員として皆様にお集まりいただいております。

市民参加推進会議は、市民参加の適正な運用等が行われているかどうか、そして市民参加に対する活発なご意見を皆様からお聞かせいただきたいと思っております。2年間にわたる任期でございます。大変長くなりますが、皆様の忌憚のないご意見をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

それでは、委員委嘱の関係で説明させていただきます。座ったままで説明させていただきます。推進会議の委員の任期につきましては、本日から2年間となります。

それでは、本日は第5期推進会議第1回目の会議ということで、ここで各委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。順番にお名前を申し上げますので、お一人ずつ自己紹介をお願いいたします。

では、最初に、学識経験者委員の西尾先生、お願いいたします。

◎西尾委員 西尾隆と申します。どうぞよろしく願いいたします。実は小金井市民ではなくて、お隣の三鷹市の大沢に住んでおります。勤務先も大沢の国際基督教大学というところがあります。大学の敷地の一部は小金井市になっていまして、そこにひっかかっているのです、小金井に関係しているという気持ちでいます。どうぞよろしく願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

続きまして、学識経験者委員の浅野先生、お願いします。

◎浅野副委員長 浅野智彦と申します。どうぞよろしく申し上げます。私は緑町に住んでおまして、勤め先も貫井北町のほうにあります東京学芸大学というところですので、ほぼ終日小金井市内に住居しております。前期、前々期と、今回3期目の委員となります。どうぞよろしく願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

続きまして、市民委員の赤羽委員、お願いいたします。

◎赤羽委員 赤羽里家と申します。仕事をやめ、家庭に入ってから10年来こういった場には出たことがありません。小金井市がとても好きなので、少しでも小金井市のために何かお力になることができればと思い、思い切って応募しました。よろしくお願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

続きまして、市民委員の古畑委員、お願いいたします。

◎古畑委員 古畑でございます。よろしくお願いいたします。職業は今ではもう82歳なので無職でございますが、生まれは福井県なんです、40年か50年か、ちょっと忘れちゃったけれども、家族も一緒にいて、孫も小金井におります。本籍を小金井市のほうに移しまして、墓もこっちへ持ってきてまして、今はもう100%市民なので、頑張っております。よろしくお願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

続きまして、委員の坂爪委員、お願いいたします。

◎坂爪委員 坂爪と申します。よろしくお願ひします。小金井に15年ぐらい住んでいます。こういう場に出るのは初めてで、右も左もわからなくて、皆様にもいろいろご迷惑をかけるかと思ひますが、頑張りたと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

続きまして、市民委員の杉本委員、お願いいたします。

◎杉本委員 小金井に参りまして30年ぐらいになります。今度2期目になりまして、前回いろいろと皆さんと一緒に議論したいことが、ちょうど資料が皆様のお手元に届いていると思ひますけれども、私たちは次の2期目にこれをぜひチェックして、実現に向けて一歩でも歩いていくことができたらということで、前回私たちが2年間本当に汗と知恵を絞りました作ったこの提言をぜひ皆様にも読んでいただいて、一緒にまた一歩進んでいきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

続きまして、市民委員の福井委員、お願いいたします。

◎福井委員 前原町に住んでおります福井と申します。小金井在住は四十数年になります。それで、民間企業の40年の生活キャリアが終わりまして、地域で何か活動できないかということで、地域コミュニティーということを中心に4年目を迎えます。今会議の委員は前期に続いて2期目ということで参加します。以上、よろしくお願ひします。

◎事務局 ありがとうございます。

続きまして、市民団体代表委員の川口委員、お願いいたします。

◎川口委員 貫井南に住んでおります川口と申します。市民活動としては、小長久保公園という、桜町病院に近いところに人知れずひっそりと大人っぽいきれいな公園のお花の世話をさせていただいております。ぜひ皆さん、一度見に来ていただきたい。まだこういう難しいお話は

ちょっと不得手かなと思いますけれども、いろいろ勉強しながら頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

続きまして、市民団体代表委員の五島委員、お願いいたします。

◎五島委員 五島宏といいます。実は国立に住んでいまして、いろいろあって10年ぐらい小金井に通っています。小金井の二つのNPO法人の理事もやっています。この推進会議は今期で2期目になります。非常にいい提言につなげていければいいなと思っています。よろしく願いします。

◎事務局 ありがとうございます。

続きまして、市民団体代表委員の田中委員、お願いいたします。

◎田中委員 田中留美子です。桜町に住んでおります。10年ぐらい小金井雑学大学というところで事務局兼理事をやっております。結構お年寄りの方が多いのですけれども、たくさんの方々とお話しして、小金井がますます好きになりましたので、これからみんなと一緒に勉強していきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

次に、市職員委員の河野委員、お願いいたします。

◎河野委員 総務部長をしております河野と申します。市役所には平成3年に入所いたしまして、税や市民課の窓口、あと議案調整や法律的な分野を担当しております。こちらの市民参加推進会議のほうは、第4期の途中から、平成24年4月から参加しております。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

次に、市職員委員の伊藤委員、よろしく願いいたします。

◎伊藤委員 企画財政部長の伊藤と申します。私は、この条例が平成16年、2004年の4月から施行しているのですけれども、そのときに議会事務局から企画課に異動しまして、この条例が施行されるときに事務局ということで、こちらの後ろのほうで1期、2期、それから3期の途中まで事務局をやらせていただきまして、今度は逆にこちらの委員ということで、今後ともよろしく願いしたいと思います。

◎事務局 ありがとうございます。

以上で委員の自己紹介を終了させていただきます。

引き続きまして、この推進会議の事務局の職員を紹介させていただきます。事務局は小金井市役所の企画政策課が担当いたします。

まず、企画政策課長補佐の竹田です。

◎竹田企画政策課長補佐 竹田と申します。よろしく願いいたします。

◎事務局 企画政策課主任の工藤です。

◎工藤企画政策課主任 工藤と申します。よろしく願いします。

◎事務局 企画政策課副主査の津田です。

◎津田企画政策課副主査 津田と申します。よろしく申し上げます。

◎事務局 最後になりましたけれども、企画政策課長の水落です。よろしくお願いいたします。

これより第34回目の推進会議となります。

始まります前に、第5期推進会議委員の選考経過等につきまして、お話をさせていただきます。

当推進会議は、全部で12人の委員で構成され、うち5人が市民公募委員、3人が団体代表委員、2人が学識経験者、2人が市の職員となっております。今回は、5人の市民公募委員のうち、2人を無作為抽出により選出いたしました。まず、市報5月1日号等で市民公募委員3人及び団体代表委員3人の募集を行いました。市民公募委員は3人に対して6人、団体代表委員は3人に対して1人の応募がございました。庁内に設置しました選考委員会にて、選考基準に基づき選考を行い、市民公募委員3人、団体代表委員1人を決定いたしました。その後、団体代表委員が定員に満たなかったため、残り2人を市報8月1日号等で追加募集し、2人から応募があり、同様に選考委員会を設け、決定させていただきました。また、第4期市民参加推進会議において、多様な市民の意思を市政に生かすことを目的として、無作為抽出により公募委員を選出することについてご提言をいただきました。このことを受けまして、無作為に抽出した市民の中から、7月に市民枠5人の公募委員のうち2人を選出させていただきました。さらに学識経験者委員には、今期から西尾先生に、また前期（第4期）から引き続きまして浅野先生をお願いすることを決定いたしました。本日発足することとなりました。概略ですが、以上報告をさせていただきます。

それでは、委員長の互選につきまして、よろしくお願いいたします。慣例によりまして、市職員委員の伊藤委員、座長をよろしくお願いいたします。

◎伊藤委員 それでは、慣例ということで、私のほうで自席でやらせていただきたいと思っております。

それで、資料2の5ページを見ていただきたいのですが、市民参加条例第28条というところがあります。市民参加推進会議については、その前のページの第26条から書かれているのですが、第28条の第3項です。ちょっと字が小さいのですが、第3項に「推進会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める」という規定がございますので、委員長については互選ということになります。それで、互選ということなので、この委員の中からどなたかになっていただくということになります。みずからやりたいという場合や推薦という形があると思いますが、何かございますでしょうか。

◎五島委員 西尾先生を推薦したいと思っております。多摩地域でも先進の三鷹の取り組みを小金井にもぜひ反映させていただきたいなと思っております。

◎伊藤委員 ただいま五島委員から西尾隆先生を委員長にということでご推薦がございましたけれども、西尾先生に委員長をお願いするというので皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎伊藤委員 よろしいということでございますので、西尾先生に委員長をお願いしたいと思います。

ここで西尾先生に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

◎西尾委員長 今、五島さんから三鷹のことをお話しされました。よく似ているところもありますけれども、違うまちですので、皆さん、2期目の方とか市の職員の方もいらっしゃるの、皆さんに支えられながら、協力を得ながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎伊藤委員 先生、それではよろしくお願ひします。委員長の席にお移りいただきまして、お願ひしたいと思います。

(西尾委員長 委員長席へ移動)

◎西尾委員長 では、本当になれない者でございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど自己紹介のところで言いそびれましたけれども、専門は行政学と、授業としては地方自治論や公共政策などをやっております。今は公共政策入門という授業をやっているのですけれども、小金井の学生がどれくらいいるかなと思って聞いてみると、120人ぐらいのクラスなんです、若干名だったですね。2～3人しか手を挙げていなかったのです。もっといけば、いろいろ事情などを聞きたいと思っておりましたけれども。

それでは、最初に副委員長を選任するという事になっておりますので、まず、ぜひという方がいらっしゃったら、お声を上げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、私のほうから指名ということでよろしいでしょうか。浅野委員が既に経験豊かですというので、お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎西尾委員長 それでは、浅野先生に副委員長ということで、限りなく委員長に近い副委員長として、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

では、一言ご挨拶を、お願いいたします。

◎浅野副委員長 改めまして、浅野です。よろしくお願ひします。先ほど申し上げましたように、もう3期目になりますので、前2期の経験を踏まえまして、少しでも多く貢献できるように頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。前期から引き続き委員をお務めになれる方が今期は3人もいらっしゃるの、またどうぞ仲よくよろしくお願いいたします。

◎西尾委員長 どうもありがとうございます。

それでは、議題に入りたいと思います。お手元の議題を見ていただきまして、今日は初回ですので、事務局のほうでこの委員会についてのインプットといいますか、いろいろな情報を提供していただくというのが、議題の多くだろうと思います。必要最低限のことをやってもかな

り時間がかかるかなと思っておりますけれども、ここにあります議題で特にご異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎西尾委員長 では、これに沿って進めたいと思います。

では、事務局のほうからこの議題につきまして説明をお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

◎事務局 それでは説明させていただきます。

申し訳ございませんが、市長はほかに公務がございますので、ここで退席させていただきます。

◎市長 申し訳ありません。他の公務があるものですから、今日の会議の結果は担当のほうから報告させますので、よろしくお願ひします。今日は台風だったので、朝早く家を出たのでこんな格好をしております、一々着替えに帰る時間はなかったものですから、ちょっとお見苦しくて申し訳ありません。どうぞよろしくお願ひいたします。

(市長 退席)

◎事務局 それでは、議題、市民参加条例の概要についてでございます。

最初に、市民参加条例の制定過程を説明させていただきます。公募市民3人の委員を含む10人の委員で構成された市民参加条例策定委員会に白紙で条例案を検討してほしいという諮問を行い、平成13年8月から平成14年10月まで、委員会が全12回開催されました。条例案のパブリックコメント、シンポジウム、ほかの審議会の委員へのアンケートが行われ、起草委員会が4回開催された後、平成14年10月に答申をいただきました。その後、庁内の検討委員会で条例案を検討し、平成15年第1回定例会に提案いたしまして、第2回定例会で平成15年6月に可決されました。こちらが本条例の制定過程でございます。

それでは、条例の概要につきまして、まず資料1、市民参加条例概要を見ていただきたいと思います。

この条例は、前文、それから本文31条、それから付則が4項までございます。章立てがされておまして、1章の総則が1条から5条、それから2章につきましては6条、7条、3章が8条から13条まで、4章が14条、5章が15条、6章については16条から23条で、市民投票の制度が平成21年度に一部改正されております。続きまして、7章から8章までにつきましては、1章が1条ずつになっております。9章の市民参加推進会議の規定は26条から30条まで、それから10章の委任規定の31条になっております。

資料3の小金井市市民参加条例施行規則では、この条例の手續等、細部についてを規定しております。資料1の右端、施行規則条項にて記載しております。条例と施行規則の関係につきましては、一番右端を見ていただきたいと思います。

それでは、市民参加条例について、手引がございますので、それに沿ってご説明させていただきます。青い冊子です。こちらの1ページをお開きいただけますか。こちらの冊子なのです

けれども、第6章、市民投票につきましては、平成21年9月1日に一部改正されておりました、改正分の手引は、これも本日お配りしました資料10に追加しておりますので、後ほど説明させていただきたいと思います。

それでは、1ページでございますが、「前文」ということで、条例の趣旨につきましてこの中で規定しております。

それから3ページ、これが1条となります。目的を定めておまして、多様な市民の意思を市政に生かし、市民本位の市政運営を円滑に進めるため、市民の市政への参加及び協働について定めるものでございます。ただし、協働につきましては、市民協働のあり方等検討委員会から答申が出ておりますので、本推進会議では市民参加を取り上げることとなっております。

それから4ページ、第2条でございます。定義が載っております。1号から4号までございます。特に3号の「附属機関等」というところを見ていただきたいと思います。その規定ですと、地方自治法第138条の4第3項の規定によりまして、「法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置する機関をいう」としてあります。この市民参加推進会議も附属機関に当たるものでございます。事前にお送りしました資料4、A3横の一覧表は、平成25年4月1日現在の小金井市の附属機関等の一覧でございます。こちらは後で使用する資料でございますので、参考に申し上げますが、根拠条例等の欄をご覧になっていただくと、法令・条例以外の根拠によって設置されているものが幾つかありますので、それらが「附属機関等」の「等」の部分に当たると解釈してございます。

それから、青い冊子のほうに戻っていただきまして、6ページ、第3条、基本理念が書かれております。

それから、7ページと8ページに、4条と5条で「市の責務」、「市民の責務」という規定がございます。

それから、9ページ、10ページです。第2章の関係であります。当然、市民参加には市政情報の公開が大事だということですので、第6条で「市の会議は、原則として公開する」ということとなります。

それから、7条のほうで、会議録については公開するという規定が載っております。

第3章、附属機関等についての規定が8条から13条までです。特に12ページの9条を見ていただきたいのですが、第1項で「附属機関等には、原則として公募による委員を置かなければならない」となっております。それから、第3項で「公募委員の比率は、原則として30パーセント以上とする」、また第4項では「委員の構成は、男女それぞれに偏りがないように配慮しなければならない」という規定となっております。本推進会議の場合、男女委員の比率は12人中6人、半分の委員が女性委員ということで、第5期では目標を達成しております。

13ページが10条、14ページが11条です。

それから、12条、15ページを見ていただきたいと思います。なるべく多くの市民の方に附属機関の委員になっていただくための附属機関等の兼任についての条文です。1項で、附属機関等の委員は、他二つまでは兼任ができるとなっています。それから、臨時的なものについては、さらにもう一つ兼ねることができるとなっております。それから、委員の任期につきましては、長くても原則として3期までとなります。ただ、委員会の中には専門的なものもごございますので、その場合については、3期を超えても委員になれるという規定でございます。

それから、13条、16ページは、附属機関等から答申があったときには、その答申を尊重するという規定になります。

17ページ、14条、それから18ページの15条は「市民の提言制度」ということで、パブリックコメントにつきまして規定させていただいております。

それから、第6章、市民投票につきましては、改正した部分ですので、青い冊子ではなく、資料10をご覧ください。市民投票の条文につきましては、第16条から第23条までと全8条の定めがございます。この制度につきましては、平成21年3月の第2回市議会臨時会において議員提案により全会一致により可決されました。そして、条例が一部改正されたものであります。市政運営上の重要事項について、市民の市政への参画を推進することにより、市民と行政の協働のまちづくりを実現することを目的としております。

第16条は市民投票を行うことができることを規定しており、第17条は投票資格者の要件について規定しています。

第18条は、実際に市民投票を請求する場合の方法等対象事項、適用除外事項、経費の取り扱い及び市議会の協力等について規定しています。

第19条は、市民投票の期日について規定しています。

第20条は、情報の提供について、市民投票を実施する場合には、市長は、中立性を保持し、情報提供を行わなければならないと規定されております。

第21条は、市民投票を実施した場合は、2年間は同一の事項、同一の趣旨について市民投票の請求ができないと請求の制限を規定しております。

第22条で、市長及び市議会は、市民投票の結果について尊重しなければならないと規定しております。

第23条は、市民投票に関する手続等、必要な事項の規則への委任規定です。

青い冊子の手引に戻って説明させていただきます。21ページ以降は、その前に第6章が入ったため、最新版では条の番号がずれているのですが、この冊子は改正前に作成させていただいておりますので、古い条番号での説明とさせていただきます。

21ページの第17条、22ページの第18条、23ページからは本推進会議の設置の規定、役割、委員の構成、任期につきまして、第19条から第23条まで定めがございます。

31ページからの条例施行規則につきましては、先ほども申し上げましたが、一部改正を行っておりますので、最新の条例及び施行規則は、資料2、資料3のとおりであります。

4 2 ページからは、会議が公開になりますので、傍聴要領を定めております。

4 5 ページからは、公募委員を 3 0 % 以上置くということですので、その選考に当たりまして選考基準を定めております。こちらはモデルの基準でございます。ですから、公募委員を選考する場合につきましては、モデル基準に従いましてそれぞれの課で選考基準を作ります。この説明が 4 5 ページから最後の 5 1 ページまで書かれております。

以上、概略となりますが、説明を終わらせていただきます。

◎西尾委員長 どうもありがとうございました。

2 期以上の委員の皆様はもうよくご存じの部分だと思えますが、初めての方にとっては、いきなりこれだけ説明されて、全部すっと入るといってもないかと思えます。何か、どんなことでも結構ですけれども、ご質問などはおありでしょうか。

私も、事前には見てきたのですが、4 条に窓口を市が保障するという項目がある。市民がいろいろ意見を言ったり、この窓口というのはそもそもその課を特定しているといった意味があるんですか。4 条の 2 です。要求とか意見を含めて。

◎事務局 そうですね。規定といいますか、どこもやらないとか、そういうことではないです。その都度、窓口はいろいろな業務によって違ったりはします。ただ、何もしないということではないのかなと思えます。

◎西尾委員長 例えば、何か言いたいことがあったりして、ホームページを見れば、いろいろ課とかが書いてあったりして、それぞれの項目について、そのような意味でよろしいのですか。市にもよりますので、迷うことはないですか。

◎福井委員 迷うことは多いのではないですか。どこへ話を持っていったいいかわからない。

◎西尾委員長 ワンストップみたいな考え方もありますし。

何か質問が皆さんから出ないので、ちょっと私のほうで気づいた点を伺ったということですが、けれども。

余談ですが、私は夏休みに北海道へ行きました。ニセコ町は、日本で初めてまちづくり基本条例を作ったところなので、ぜひ行ってみたいと、そこの担当のアドレスにメールを送ったら、「町長が会います」という返事がメールで来ました。逢坂誠二さんという前町長が非常に著名な方で、その右腕だった片山健也さんという人が町長です。そういう窓口がメールでありますね。例えば、私のフィリピン人の学生で、フィリピンのほとんどの自治体に、窓口がメールアドレスで書いてあるので、どのくらい返事が返ってくるかと調査したことがありますけれども、意外と少ないんだそうですね。2 割とか。そういうことがあるということです。こうやって書いてあるということですから、必ず何か返事が得られるということだろうと思えます。

特に、よろしいでしょうか。先がありますので、また気がつかれたときに聞いていただければと思います。直接、この会議の後に事務局のほうに尋ねられてもいいかと思えます。

では、次の議題で、推進会議の運営等についてという議題に移りたいと思います。番号でいうと、6 です。最初に、会議録作成の基本方針について、協議をお願いしたいと思います。

まず、事務局のほうからこの会議録についての考え方のご説明をお願いいたします。

◎事務局 では、推進会議の運営につきまして、何点かご確認をお願いしたいと思います。

この推進会議も含めまして、附属機関等の会議は公開となり、会議録も公開することになります。手引の37ページの施行規則を見ていただきたいと思います。5条、6条のあたりでございます。よろしいでしょうか。ここに会議録作成の基本方針あるいは会議録の記載事項というものがございます。会議録は、市役所第二庁舎の6階にございます情報公開コーナー、本庁舎4階にございます議会図書室、それから図書館に据え置いて公開いたします。

6条のところ、会議録につきましては、こういったものを載せるということが決まっております。その中の11号でございます。発言内容・発言者名につきましても会議録に記載することになります。ただ、それをどういった形で記載するかということが第5条の関係でございます。第5条では、その載せ方でございますが、1号といたしまして全文記録、これは名前等を発言したとおり表記することでございます。それから2号につきましては、発言者ごとの要点記録ということで、発言者名は載せるのですが、その内容につきましては要点で載せるということ。3号は、会議内容の要点記録ということで、会議全体を要点で記録するという、この三つの基本方針がございます。これにつきまして附属機関等に諮って決めるということになっておりますので、委員の中でどういった形にするかを決めていただきたいと思います。

なお、第1期の場合は、1号の全文記録で会議録を作成いたしました。第2期の場合は、全文記録を作成後、事務局において発言者名を除く要点記録を作成し、公表しておりました。第3期・第4期は、1号の全文記録で会議録を作成し、冒頭に要点をまとめた会議結果をつけました。できれば第3期・第4期同様に、全文記録の冒頭に要点のまとめをつける形で作成させていただきたいと思います。

以上でございます。

◎西尾委員長 どうもありがとうございました。

ご意見はおありでしょうか。全文記録というのは大変ですよ。テープを全部起こして。その予算はもう計上してあるということなので、その心配はないと思いますけれども、どうでしょうか。ホームページに全部出ているんですよ。

◎事務局 そうです。

◎西尾委員長 要約の量がどれぐらいだったのですか。

◎事務局 A4、3枚ぐらいです。

◎西尾委員長 3枚ぐらいで要約ということですね。その後、全文というのは十何ページぐらいですか。

◎事務局 二十数ページになります。

◎西尾委員長 二十数ページ。それぐらいになるでしょうね、2時間こうやっているとしゃべりますので、余計なことも随分出ますので。3期・4期はそういう形でやってきて、

コストはかかるかもしれませんが、要約も見ることができるし、内容を詳しく知りたければ全文に当たることもできるということで、そのように提案されているように思います。どうでしょうか。その同じような形式でよろしいでしょうか。

特にご異議なければ、では3期・4期を踏襲して、全文の冒頭にこの要約、要点記録を載せるということで進めたいと思います。

◎福井委員 全文記録ということですよ。

◎事務局 はい、要点をまとめたものと全文記録。前回と同じやり方です。

◎古畑委員 発言者名は載るのですか。

◎事務局 載ります。

◎古畑委員 要約の場合は、全員に見せていただけるのですか。

◎西尾委員長 要約の場合はどうなっていますか。それも名前は載っていますか。

◎事務局 要約には名前は載らないです。

◎西尾委員長 要約には載らない。

◎古畑委員 要約の場合は、やはり意図に反するほうに文章がとられるということはよくあるから、それは難しいよ。で、全文では長過ぎるんですね。

◎事務局 会議録につきましては、ホームページとかに載せる前に、各委員に中身を確認していただきます。それで、自分の言っている意図と違うようなものは直せます。

◎古畑委員 そういうことが多いからね。それなら、わかりました。

◎西尾委員長 それから、時には、これはここだけの話ということがあるかもしれないですね。

◎古畑委員 それはあると思います。

◎西尾委員長 あったほうがおもしろいというところもあって、決して透明度を低くするつもりはないんですけども、本当に世界に公開されるものですから、そのときはちょっとチェックをするということで。

◎古畑委員 その辺は判断してもらわないと。

◎西尾委員長 はい。これはテープを起こすわけですよ。そのときに「えー」とか「あー」とか、そういうのはちゃんとなくなっていますかね。見事にあれが、テープに本当に「あー」「うー」が残っていることもあったりしますけれども、そこら辺はできるだけ……。

◎古畑委員 「あー」「うー」というものは結構多いんだよね。

◎西尾委員長 私などもすごく多いです。反省はしているんですけども。そこら辺は基本的に、要約ではないんですけども、文章の形でやっていただいていた方がいいかなと思います。そこら辺は事務局にお任せしたいと思います。それから、必ず皆さんの目を通してホームページにアップすることをお願いしたいと思います。

では、そのようにして進めたいと思います。

◎事務局 それでは、確認、繰り返しになりますけれども、会議録の調製につきましては、会議録案ができ次第、各委員に送付させていただきます。ご自分のご発言部分につきまして校正

をお願いし、確定しましたら、ホームページへの掲載、情報公開コーナー等への設置の手続きをとらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎西尾委員長 はい。これが6の(1)。

6の(2)がこの会議の開催時刻についてですね。ちょっとお願いいたします。

◎事務局 本日の会議につきましては、平日の午後6時半からということで1回目を開かせていただきました。今後につきましては、開催時刻、開催の曜日につきましてご協議をいただきたいと思います。今までの第1期から第4期までは、おおむね平日の午後6時から開催しております。なお、審議時間はおおむね2時間を予定しております。

以上です。

◎西尾委員長 今日はこれまでよりも30分遅く始まっているということで、これは皆様のご都合を配慮したということかなと想像するのですけれども、いかがでしょうか。終わりが8時半ではちょっと遅いなという感じがありませんか。

◎杉本委員 6時半になった過程というのは、どういう理由でしょうか。今まで6時だったので。

◎五島委員 曜日によって、小金井にいる曜日とそうではない曜日があるので、今日は、この曜日だったら遅らせてくれと事務局のほうにお願いしたんです。ですから、仮にですけれども、曜日が決まってくるのであれば、僕の個人的な都合で言わせていただければ、時間もそれでいきたいと、なるべくですけれども。

◎西尾委員長 6時ではちょっと早いときがあるということですね。

◎五島委員 そうですね。

◎西尾委員長 これはもう全体を通じて6時か6時半に決めたほうがいいのでしょうか。

◎事務局 そのほうがわかりやすいだけだと思うんです。時間がまちまちだと、今回は何時だったかなというのがあって、スケジュールとかも立てづらかったりとかもあるのかもしれないので。でも、委員の皆様のご都合には合わせられると思いますので。

◎西尾委員長 そうですね。

◎福井委員 去年、11回開催したうち、1回だけは6時半というケースがあったんです。それがちょっと逆に言えば例外的で、全て6時からやって一切問題なかったという前期の実績がありますし、6時からスタートしていただければ、前期踏襲ではないんですけれども、6時から8時ぐらいまでと。

◎西尾委員長 五島さん、6時開始では都合がよくない曜日はいつですか。

◎五島委員 月曜日と水曜日だと、6時はきついです。

◎西尾委員長 なるほど。

◎浅野委員 前期のこの会議で最終的に出しました提言の中に、多様な方々の参加、この場合でいうと、傍聴が可能な曜日や時間帯を考慮するという項目が含まれているんです。それで、例えば小さいお子さんをお持ちのお父さん、お母さんとか、そういった方々が来やすい曜日や

時間を考えてもらいたいということで提言を出しております。そのこともご考慮いただければいいかなと思うのですけれども、ただ、具体的にどういう曜日のどの時間帯がそういう方々が来やすいのか、よくわからないところです。

◎杉本委員 いつも、前期のときには、皆さんの調整を図って、事務局のほうでかなり綿密な調整をとっていただいて、全員ができるだけ可能な曜日と時間を設定していただいていたのではないかという気がするのですが、それが事務局のほうで可能かどうか。今、浅野さんがおっしゃったことに合わせれば、なるべく全員が参加できる時間ということですよ。多様なニーズに合わせてということになると、それが自由に、だからそのときそのときに決めていくということになりますか。あったとき、あったときか、あるいはメールで調整していただくことになりますか。

◎西尾委員長 その趣旨からいうと、どちらがいいんですかね。小さなお子さんがいらっしゃる方もおられると思いますが、もうちょっと早いほうがいいかな。

◎赤羽委員 今の時間は、子どもは晩ご飯を食べて寝る時間なのですが、今日は主人に少し早く帰ってきてもらいお願いしています。保育園や幼稚園に行く前のお子さんがいらっしゃる方は、多分一日中連れていないといけないので、特にいつなら参加できるということではないと思います。お子さんが幼稚園や小学校に行かれています方は、行かれています時間帯のほうが参加しやすいと思います。

◎西尾委員長 そうですね。どうぞ。

◎坂爪委員 私も、うちに子供がいて、主人が土・日休みではなくて平日休みの環境なので、今日は主人に休みをとってもらって、子供の世話をかわってもらって来ているような形なので、その話ということになると、絶対、理想は早くしてほしいというのもあるのですけれども、ちょっと考えると、お子さんがいる方がこちらに来るのは多分平日の午前中でないと厳しいのかなとかと考えると、実際問題は、理想はみんなに来てほしいのだけれども、お子さんを抱えている方だと、私もそうだったので、子供が泣いたらこういう場にいられないのではないとか、その煩わしさを考えると、実際にはそういう方にも来てほしいとは思いつつも、出席していただけるかどうかを考えたら、せっかくその場を設定しても、果たして何人がいらっしゃるのかなという不安みたいなものをちょっと感じました。

◎西尾委員長 初めからなかなか難しい調整になりましたが……。どうぞ。

◎浅野委員 今の坂爪委員のご発言に追加して、前期の提言の中に保育士の配置という項目が入っております、これについて今後研究する部分に入っておりますので、今期の委員会でもぜひさらに研究を推し進めていくことができればいいかなと。やはり、お子さんが小さいうちに連れて来られるのは、傍聴席でも、もちろん委員席でも、なかなか精神的に不安なものがありますので、その方向でまた進めていけるといいのではないかと思います。

◎事務局 先に言えばよかったです、会議録を起こす関係で、ご発言の最初のところでお名前を言っていただいてよろしいでしょうか。

◎西尾委員長 先ほどから浅野先生が「浅野です」と言ってから発言いただいているようお願いいたします。

◎福井委員 年4回の会議の開催日数しかないということで、逆に言えば、3か月に1回ぐらいの参加ということですから、小さなお子様云々という方も委員の中でおられるようすけれども、3か月に1回ぐらいはご主人や家族の協力を得て参加してもらおうということと、皆さんが、この委員以外の活動も平日にされているケースがあると思いますから、極力、前回ほぼ全員間違いなく6時ということで集合できたという実績も踏まえて、そういう時間帯と、あとは先ほど言った3か月に1回ぐらいのピッチで家族の協力を得てやるということで、従来型を推薦したいと思います。

◎西尾委員長 五島さんのご都合に合わせたいと思いますが、できたら6時に。この月・水がご無理なんですね。

◎五島委員 そうですね。前期は、同じ理由で、たしか金曜日にやられたので、そうすると、すみません、個人的なことばかりであれですけれども、大丈夫なんです。

◎西尾委員長 6時半のこともあるけれども、できれば6時に開くという考え方でどうでしょうか。全部8回ぐらいを統一して開催するのも難しいかと思しますので、最後に次回の日程のご相談もありますので、できたら6時に始めたいということはいかがでしょうか。

◎浅野副委員長 すみません。4回なので、3か月に一遍なのですけれども、4回のうち1回ぐらいは、例えば平日の午前中とか土曜日の午前中とかということを検討して……。

◎赤羽委員 ふだん来られない人が来られるような。

◎浅野副委員長 そうですね。事務局的には、土曜日は難しいですか。

◎事務局 難しくないです。

◎浅野副委員長 審議会といっても、日曜日の午前中にやっているところもあるようですよね。

◎事務局 そうですね。ものによってはありますから。

◎浅野副委員長 毎回同じ時間帯のほうが勘違いが生じなくていいかなとも思うんですけれども、一方ではやはり、ずっと同じで、4回中1回ぐらいはそういう姿勢を見せることが委員会としても結構重要なかなとも思うので、平日の午前中とかは、働いていらっしゃる方が多いので調整が難しいかもしれませんが、一応希望として申し上げておきます。ご検討いただければ。

◎西尾委員長 この開催の日程というのは、次を相談するという感じで進めますか。次の議題との関係、準備などの関係もあるので。というのは、そのときに出てくる可能性がありますね。

ちなみに、三鷹の21会議というのが、基本計画の市民素案という会合で、のべ700回ぐらい会合をやっています。分科会の形式なので、たくさんの会合をもち、土曜日が圧倒的に多かったですね。そんなものかなと思います。保育も全部つけていましたね。

では、6時にできたらそのほうがいいかなという了解で進めていく。それから、時には午前中ということも、もし日程が合えば、考えてみたいと思います。どうもありがとうございます。

た。それでは、曜日はそういう意味でちょっと確定しにくいということでもいいかと思います。

それから、6の(3)、意見・提案シートということにつきましてご議論いただければと思います。

では、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

◎事務局 では、資料11、机上に本日お配りしました資料でございます。こちらをご覧ください。傍聴環境の整備に関しまして、傍聴者の意見を積極的に反映できるようにするため、第4期推進会議で、原則として全ての審議会に要請するという提案がございました。傍聴にいらっしゃった方に資料と一緒に配付し、意見がある方から事務局に提出してもらおうというものでございます。その際、第4期市民参加推進会議では導入するということになりました。第5期でも導入するか、またどう取り扱うかについてご協議をお願いいたします。

全ての審議会での状況につきましては、後ほど第4期提言の進捗状況でご報告をさせていただきます。

第4期推進会議での取り扱いは、会議開催の10日前に届いたものは事前配付資料として委員へ送り、それ以降に届いたものはできるだけ当日配付資料とすることとしております。氏名も含めて原文のまま会議録と合わせて配付資料として公開し、無記名だった場合は参考資料として委員へ配付することとなりました。これは前期の途中から導入しておりまして、計5回の会議で導入し、意見が出された事例はございませんが、基本的な位置づけとしましては、審議の内容によって、提出された意見を考慮するという形で取り扱ってございました。

以上です。

◎西尾委員長 どうもありがとうございました。

前例がまだ出てはいないということですね。これについて何かご意見はおありでしょうか。既にこういうことが導入されていますので、そのまま続けてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

◎杉本委員 私たちの2期目のときに、この意見・提案シートが出された場合は、事前に配付されて、私たちが事前に情報を得るということなのですけれども、その取り扱いについては各委員会がどうするかを決めるということになっていて、今日はもう傍聴席にいらっしゃるわけですが、意見・提案シートも提出される可能性があるということの中で、私たちはその意見をどのように取り上げるかということ、今この場ではまだちょっと早いかと思うのですけれども、皆さんで少し検討していただくことも必要かと思います。

◎西尾委員長 ちなみに、この提案をされたのは、何かほかのところでやっていたとかということはあるか、この考え方で。

◎浅野副委員長 参考資料として出まして……。

◎事務局 市民参加推進会議ではないのですが、市の庁舎建設に関する市民会議の中で、全くこの形式ではないのですが、同じような形態のもので傍聴者のご意見をいただくということをやっていたことがございます。

- ◎西尾委員長 では、これまでと同様に、これを導入するという事によろしいでしょうか。
- ◎古畑委員 これまでどおりとは、こういう制度があったのですか。僕は今日が初めてなので。
- ◎浅野副委員長 前期からですね。
- ◎事務局 前期は期の途中で導入したのですが、実際に意見・提案シートを提出されたケースがゼロ件でしたので。
- ◎古畑委員 ゼロ件だったということ。
- ◎事務局 制度自体は導入したのですが、どのようにそれを議論の中に入れていくかという問題は起きなかったです。
- ◎古畑委員 それで、ゼロ件の反響はなぜでしたか。市民の人はこういう制度があるということを知らなかったのではないですか。
- ◎事務局 傍聴の方にお書きいただくのですが、前期通して傍聴が1～2名程度ということで、さほどたくさんの方がいらっしゃったのではないというのが、原因としてあるのかなと思います。
- ◎伊藤委員 委員長、よろしいでしょうか。平成19年だと思うのですがけれども、ごみ処理の焼却場の場所を市内の中でどこにするかといった委員会を作ったことがございまして、その中にはいろいろ、傍聴の方もそのことについて意見を出したいといったこともあって、こういった意見・提案シートを傍聴席に置いて、かなりのご意見が出てきまして、それは当然やっぴらっしゃる審議会の中でもそれをもとに発言される委員の方もいらっしゃったりしたということもございまして。それで、私どもがやっておりました庁舎の基本構想あるいは計画のそれぞれの委員会の中でもやはりこれはお配りして、委員会の中の審議の参考にするという形で取り扱ってございました。それで、後ほど説明があるかと思うのですがけれども、先ほど杉本委員の発言があったのですが、前期の中で意見・提案シートについて提言ということも出ております。ただ、今事務局のほうから発言したように、この審議会の中では特段、前期の場合は傍聴の方もさほどいらっしゃらなくて、出なかったということだと思いますけれども、委員会によっては結構傍聴のほうからいろいろご意見が出てくる場合もありますので、市民参加という意味では、傍聴の方も含めていろいろ意見を取り入れたいという委員会もありますので。ただ、全ての委員会でこれをやるのかどうかということについては、なかなか、それぞれ独自性がありますので、そこは判断していただきたいと思っております。
- ◎西尾委員長 どうもありがとうございます。
- どうぞ、杉本さん。
- ◎杉本委員 最後の資料7の1ページのところです。これは、前期の委員が提言した中の1ページ目で、「提言」、「具体的内容」の②のところです。この意見・提案シートは提言として出されて、それをどのように活用するかということに関しては、各審議会がそれぞれ判断することであったと思います。私はまだこれからだと思っていて、まだまだ普及されてはいないと思います。傍聴者がまだ少ないということもあって、ここは市民参加推進会議で先頭を

切って、せっかく作った提言ですので、まずはこの委員会では、私たちは、もしここで意見・提案シートが出された場合は、それを一つの意見として取り上げるといった会の進め方を私は提案したいと思います。いかがでしょうか。

◎西尾委員長 どうもありがとうございます。私も同感であります。テーマとして多分、ごみとか、庁舎とか、何か言いたくてうずうずするようなテーマに対して、市民参加をどう推進するかということだから、ちょっとワンクッションあるので、そんなに明瞭に出にくいテーマかなとは思いますが、その姿勢は非常に大事だろうと思います。この意見・提案シートを引き続き活用するという理解でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎西尾委員長 では、そのようにして扱いたいと……。はい、どうぞ。

◎浅野副委員長 前期同様に使っていくことにはもちろん賛成なんですけれども、確認させていただきたいのは、意見・提案シートを活用し、どのように会議の中で用いるかについては各会議で決定するという、先ほど杉本委員からおっしゃられたような形になっているんです。そのどのようという部分を前期でも多分決めたのではないかと思うのですが、申し訳ないのですが、ちょっと記憶が曖昧で、ここではどう活用すると決めたのでしょうか。ただ単に回覧することにしたのでしょうか。

◎杉本委員 私の記憶では、その具体的な内容については、例えばそれを議題に取り上げる、あるいは参考資料としてみんなで情報共有する、もうさまざまです。それについてはここではどうするという具体的な話はまだ出ていなかったと思います。

◎浅野副委員長 そうでしたか。

◎杉本委員 ええ。

◎浅野副委員長 それを決めなければいけないという話はしましたね。

◎杉本委員 それをここで今日、今ということではなく、もう少し話をしたほうがいいのではないかと思います、今お話ししたほうがいいですか。

◎西尾委員長 私も経験がないものですから。一度、福祉公社のことで福祉部の委員会にかかわったことがあったのですが、それはなかなか難しいテーマで、傍聴はある時期などは非常に多くて、すごく緊張感がありました。何か具体的なものがないと、なかなか抽象的な仮定でどうするということが言いにくいかなという気もするんです。貴重なご意見ですから、できるだけ尊重してと思いますけれども。

◎浅野副委員長 その点で、その次に言いたかったことが、意見・提案シートの原案を見ますと、下のほうに提出年月日の横に※で「原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります」とあって、先ほどの事務局からの説明によると、これはつまり、会議の資料として、ネット上でも氏名つきでそのまま公開されるという理解でしょうか。例えば、ここではそうしないということも可能は可能ですよね。会議の中だけで回覧して、あえてネット上では公開しないという選択も可能だろうと思うんですが、そういうことも含めて、実際に出てきた

ときに考えるというのでももちろん構わないと思うんですが。

◎西尾委員長 全てが公開なのか。

◎浅野副委員長 意外と、公開されてしまうと思うと萎縮効果が働くかなという懸念もあり、その辺をどうするのかと思いました。

◎西尾委員長 ちょっとした工夫で、「氏名空欄でも可」とかとやると書きやすいかもしれないですね。

◎浅野副委員長 そうか。氏名を書いていない場合にはどうするかということは決めましたか。

◎杉本委員 決めていないのではないかな。

◎福井委員 いや、決めたと思うな。

◎杉本委員 まだ決めていないでしょう。

◎事務局 前は、最終的には第4期ですが、委員長の発言をそのまま読ませていただきますが、「基本的な位置づけとしては、推進会議では、委員会ですので、委員会での議論を基本にする。この中での議論を基本にする。傍聴者も含めてさまざまな意見については、参考意見として審議の内容について考慮することは当然であるということを一応基本にしたいと思います」ということでまとめていらっやって、基本は委員に選ばれた皆様の中で議論していく。ただ、提出されたものについては、実際、ではどのように扱うかということを一義的に決めてしまうのではなくて、それは参考にしましょうという確認までが前期の取り扱いでございます。以上です。

◎西尾委員長 参考にするということですから、自動的にこれが会議資料として全部オープンになるかどうかは、ここで判断してもいいですね。

◎事務局 氏名のところなのですけれども、前回では、氏名が入ったものは正式な配付資料にしておりまして、無記名のものは参考資料として委員へ配付するということになっております。

◎古畑委員 無記名はだめだという話を聞いていたから。

◎事務局 いや、結局、提案者からそれは出ていないですね。

◎杉本委員 浅野さんが言ったのは、インターネットに載った場合でしょう。

◎浅野副委員長 いや、そもそもこれに記名しているか、していないかで扱いをどう変えるのかというのは、ちょっと記憶が欠けていたので、すみません、そういうことでしたら。

◎西尾委員長 記名がないものは、ちょっと軽いわけですね。

◎杉本委員 軽い扱いなんだ。

◎古畑委員 では、やっぱり一本にしたほうがいいね。

◎事務局 先ほども言ったのですけれども、庁舎の基本構想あるいは基本計画のときの審議会でも同じような意見・提案シートを作りまして、そのときは、お名前が書かれているものについては、審議会で配った資料と同様の扱いでホームページにも載せておりましたので、多分この今お示ししている形のもので出てきますと、「原文のまま配付して、公開の対象となります」という書き方をしていますので、ホームページに載せて、それこそ世界中に公開する形のまま

でいいのかというのをここでそういう意味では議論していただければと思います。

◎西尾委員長 ほかの委員会も含めて、そういうことになっているということですから。

◎事務局 いや、統一はされていないんです。

◎西尾委員長 ここでそれぞれ決めてもいいわけですね。

ご意見はおありでしょうか。こういうことで、今まで進んできている。これをあえて変えるかどうかということだろうと思いますね。

◎浅野副委員長 これは今までこういう文書を使っていたのですか、前回までは、「原文のまま」という文言を。

◎事務局 これは前回のままです。

◎西尾委員長 では、このまま同じようなルールで、この意見・提案シートを今期も使うということによろしいでしょうか。

◎坂爪委員 傍聴席の方も少ないので、それもあるかと思うんですけれども、私が思ったのは、名前を書いたものがそのまま全部ネットに出されると怖いと思う人もいると思うんです。ただ、忌憚のない意見は責任がないということになるかもしれないのですけれども、無記名でいっぱい意見を集めたいか、それともちゃんと責任ある立場の意見を集めたいかで考え方が変わると思うんです。それで、その点、こちらではちゃんと責任ある発言として取り扱うということでこの件を提案するという考えでよろしいのでしょうか。

◎西尾委員長 考え方を私なりに解釈すると、名前を出して意見を出して、公開になるということで意見を言っていただくというのがこの考え方なんです。だから、名前がないと、ちょっと軽いものとして、参考程度になるという考え方です。そうすると、いや、これでは集まらないというのがこれまでの経験ではあるだろうと思います。

◎古畑委員 今ご指摘のように、ネットがあるから、その人に非常にリスクがかかるということだってあるでしょう。その人の立場も考えて肯定的にとってくればいけれども、攻撃のいい材料にされたのでは、本人にも迷惑がかかるし、難しいところだな。

◎杉本委員 そうすると、要するに意見・提案シートは参考までにといい扱いでもいいかということですね。私たちが参考にといい扱いになるということになっていくと思うんです、自然に。それを私たちがよしとするかどうかと。要は、各委員がそれを取り上げて、自分の意見としてここでまた述べることはできるわけですから、そういう形の取り上げ方ということになってもいいかどうかということの議論だと思うんですけれども、私はそれでもいいかなと思ったりするんです。

◎坂爪委員 杉本さんに質問ですけれども、その場合はネットに載せないということですか、参考というのは。

◎杉本委員 いえ、名前も何も載せないの、ネットにも載せられますということですか。

◎坂爪委員 載せられるということですか。

◎浅野副委員長 先ほどの事務局の説明だと、名前が書いてあるものは、正式の資料として配

付され、ネットにも公開される。名前がないものは、参考資料として扱われ、ネットには正式の資料としては公開されないということだったと思うんです。

◎事務局 そうですね。

◎浅野副委員長 だから、無記名の場合はネットにも出ないということだろうと思います。

◎杉本委員 そういうことになりますね。

◎浅野副委員長 だから、記名することによるネットで公開されるリスクをどのくらい重く見るかという問題にもなってくるのだろうと思うんですが。

◎坂爪委員 それで、私がこの資料を見て、本当にこういう場に出ることが十何年ほとんどなかったのですが、その私がぱっとこれを見たときに、意見を書きたくなるかというのと、正直、書きたくないなと思ったので、もしそう思うのだったら、この※の下に「無記名の場合は公開せずに参考資料とさせていただきます」という一文があるだけで、無記名だったら書くのではないかなと、私は書けるなと思ったんです。このようにがちがちのままにやってしまうと、逆恨みではないけれども、ネットで何か残ってしまう時代ですし、私の苗字はちょっと変わっているもので、こういうちょっと変わった苗字とか、そういうのは危ないという感じだなと思ってしまうので、そういうのはちょっと……。

◎西尾委員長 なかなか建設的なご意見だなと感じますけれども、その一言を入れるというのはどうでしょうか。「無記名の場合は参考資料として公表の対象になりません」とか。

◎福井委員 この※のところ、氏名についても公開の対象ということ、逆に、氏名について公開というのは、この会議の中での公開ということとめて、あと公開は、ホームページに載せないで、名前を書いているものも、参考資料程度の意味合いの意図があって名前を書いたという範疇にとどめるという考え方はどうでしょうか。公開の位置づけというのは、公開と思ったら必ずホームページまで載せなければいけないのか。我々、中にはこの会議でも名前を伏せて回覧というケースもあると思うし、名前を書かれた場合でも。だから、公開というのは、この会議のための公開なのか、あくまでもホームページまでストレートにいくとすれば、先ほど皆さんから意見が出ているようなところまで考慮せざるを得ないと思うのです。

◎西尾委員長 多分、今までの考え方を踏襲すると、会議に出た資料というのは皆公開だろうと思うんです。出たら、それはネットでも公開される。発言もそうですけれども、資料も。ということで、その考え方の上でちょっと工夫するとすると、もう一言これに、「無記名の場合は公開の対象になりません」とか……。

◎坂爪委員 「無記名の場合は参考資料とさせていただきます。公開はしません」といった意味合いを一度つけたらいいのではないかと思います。

◎西尾委員長 というのは、あまりルールを変えなくて、今のままのことを、より説明が詳しくなったということで、どうでしょうか。事務局的には、そのことは特に難しさはないですか。

◎事務局 ないです。

◎西尾委員長 それは、実際に今やっているルールをそのまま書くということですね。

では、文言はお任せしたいと思うのですけれども、「無記名の場合は公開の対象にならない」ということで、「参考資料とする」という文言を入れるとか。

◎古畑委員 伊藤さん、小金井市のネットがあるので、何か悪用されたというケースは、実務上、実際、これではなくていいんですけれども、そういう案件はありますか。

◎伊藤委員 悪用ということではなくて、この場合はあまり言わないほうがいいかもしれませんが、附属機関の中の発言を議会の中で陳情のような形で出された場合があります。ですから、そういう意味では、審議会の中での発言が全文で載りますので、どなたが発言したかというのがわかりますので、それが陳情という形で出された例はあります。悪用という形ではないとは思いますが。

◎川口委員 すみません、川口です。今のお話からはちょっとそれるかと思うんですが、どうも私は素人目ではぱっとこういう提案シートというと、傍聴というと、その傍聴した会議で審議された内容に対するご意見という気持ちになってしまいそうで、傍聴した場合、次の会議で話すための意見・提案というよりも、話されたことに対する意見・提案というほうに傾いてしまいそうな気がしたものですから、もう少しこういうことを話してほしいという比重のかけ方を提案シートの文言の中にちょっと入れていただければ、素人でもわかるかなという感じがするんですけれども。

◎西尾委員長 今日の感想とかというよりも、もうちょっと次回に向けてというニュアンスがあれば。

◎川口委員 これから取り上げてほしいこととか。

◎西尾委員長 なるほど。

◎川口委員 すみません、何かちょっと脇へそれました。

◎西尾委員長 いえいえ。推進会議の検討内容、今回あるいは将来とか、次回以降とかというのを括弧で入れれば、ここでも出してほしいというニュアンスが出ますかね。

どうぞ。

◎福井委員 ダイヤ印の2行目に「次回開催の10日前までに届いたもの」と書かれているように、次回開催までに届くかどうかということで調節は、その10日前に届かない限り資料としての提出はあり得ないのですから、その辺のところ若干加味されているのではないかと思います、これをよく読めば。

◎坂爪委員 私も素人なので、これを見たときに、今日の反省とか今日の意見ととってしまうので、ちょっと括弧でもいいので、傍聴の方の中には、何回も来ていらっしゃる方もいらっしゃると思うんですけれども、そうでない方もいらっしゃると思うので、「次回の」とかという一文があるだけで違うのではないかなとちょっと思いました。

◎西尾委員長 話が連続しているものもあると思いますので、継続して、検討内容で、括弧でもしますかね、「今回あるいは次回以降」とか。

◎浅野副委員長 例えば今日の会議において気がついた点とか感想とかを書いていただくのも、

それはそれで大変有意義だと私は思うんです。それを次回見て、そう言えばこういう論点が落ちていたとか、こういう角度から見るとということもあり得ると、我々の議論の仕方を振り返るいいきっかけになると思うんです。だから、もちろん今後こういうことをやってもらいたいという未来に向けての提言でもいいですし、他方、自分が参加した今回の反省とか振り返りのようなものを書いていただいてもいいという趣旨なのかなと、意見・提案シートはそのように私自身は受けとめているのですが。

◎西尾委員長 この文言のままでもいいかどうかですかね。ちょっとあえて「次回以降の」といったことを括弧書きで書くかどうかですね。

◎川口委員 こういう会議とかに出席しなれている方というのは、この文言で、こういうことを言っているとすぐ理解できるとは思うんですけども、日常あまり会議等と関わりなく暮らしている者にとっては、これを見たときに「ああ」と思って目が滑ってってしまうみたいな感じで、内容を十分加味して考えるという作業が普段できていないので、非常に手間だとは思いますが、もう少々わかりやすくという方法が何か欲しいと思います。長くなると、また読まないのしょうけれども。

◎西尾委員長 具体的にちょっと私のほうから言ったのは、「検討内容」の次に括弧を入れて「(今回・次回以降)」とかとやると、「次回以降」というのは提案になりますよね。「今回」というと、ご意見という感じになるかなと思うんですが。

◎浅野副委員長 委員長のアイデアでいいのではないのでしょうか。「検討内容」の後ろに「(今回・次回以降について)」。

◎西尾委員長 「検討内容」の次に括弧を入れて、「(今回あるいは次回以降)についてご意見・ご提案がありましたら」という、ではそのようにさせていただければ、ぜひ出てくることを期待したいと思います。

◎浅野副委員長 細かい点で恐縮なんですけど、その前文の一番最初の部分に「推進会議への」と書いてあるのですが、「へ」がないほうがいいかなと。

◎西尾委員長 そうですね。「の」でしょうかね。

「へ」を取る。ありがとうございます。「推進会議の検討内容」で括弧云々と書いて。

◎伊藤委員 それで、このところで「10日前」という形では書いてあるのですが、おそらく事前に届いたものについては事前にお送りするというので「10日前」と書かれているとは思いますが、中身によっては、例えばもう直前に届いたのだけれども、これについては配ったほうがいいというものも多分あると思いますので、その辺は事務局のほうで臨機応変に対応してほしいと思います。

◎西尾委員長 はい。だから、この文言はこのまま残しておきますか。

◎事務局 はい。

◎西尾委員長 では、そこら辺は裁量ということで、できるだけ早く出してくれという意味もあります。その了解でいいと思います。どうもありがとうございました。

わりと時間をとられますね。初回ですので、大事なこと、基本的なことを確認していきたいと思います。

それでは、議題の次は、7の市民参加条例運用状況等についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

◎事務局 それでは、事前に配付いたしております資料につきまして説明させていただきます。資料4、A3の「平成25年度市民参加条例対象附属機関等設置状況（平成25年度4月1日現在）」をご覧ください。

平成25年4月1日現在の附属機関等について、附属機関等の名称、担当している課、根拠になる条例等、定員数、年代別委員数、任期数別委員数、現在の委員の公募状況が載っております。

附属機関等の総数につきましては、この表にございますように、49機関でございます。そのうち、法律あるいは条例によりますいわゆる附属機関は、全部で41ございました。「要綱等」によるものの「等」の部分に当たるものにつきましては、8でございます。

それから、4月1日現在、委員になっている方の総数は607人でございます。男女につきましては、男性が415人、それから女性が192人でございます。先ほどの条例の中では偏りがないようにということでございますけれども、今の総数でございますと、男性委員の割合がおおむね68%、それから女性委員の割合が32%となっております。

それから、公募委員のところでございます。原則としては30%以上公募委員を置くということになっておりますが、公募委員を置く機関は全部で28でございます。置かないものが21でございます。

続きまして、資料5、「公募委員状況一覧（平成24年度）」をご覧ください。全部で11の附属機関等におきまして公募が行われ、66人の公募に対しまして84人の応募があり、1.42倍の倍率で、おおむね例年並みの倍率となっております。選考採用されました人数は、男性34人、女性30人で、割合は男性53%、女性47%という結果になっております。こちらは、昨年度より女性の割合は減っていますが、男女がおおむね半分ずつとなっております。

続きまして、資料6、「パブリックコメント実施状況調査（平成24年度）」でございます。平成24年度に実施されたものは17件ということになります。検討結果につきましては、7件の案件で一部修正があったということでございます。

以上で報告を終了します。

◎西尾委員長 どうもありがとうございました。

これらの資料については、何かご質問等ございますか。公募委員の倍率などについて、ご感想などはありましょうか。これには私も興味を持っていて、ほかの自治体でも聞いているのですが、似たようなものです。10倍ぐらい欲しいなと思うのですけれども、逆に、無作為抽出ということをやっているし、武蔵野もやっているのですけれども、1,000人ぐらいに送って、では参加してみようかという人がどれくらいいるかという、100人にならない

です。20分の1ぐらいですか。というのが今の市民参加の実態のようです。

それは余談ですけれども、特にご質問はないでしょうか。これからのいろいろな審議の参考にさせていただければと思います。でも、非常に貴重な資料ですね、こういう附属機関とか審議会などで見てみると、これだけあるという。

◎浅野副委員長 1点だけ質問させてください。年代の偏りが強まっていて、20代はほとんどいなくて、合わせて2人なんです。うち、青少年問題協議会のほうは、これは公募はゼロなのですよね。だから、実質的に公募の可能性のある20代というのはまちづくり委員会だと思うんですけども、これは公募の方ですか、20代の方というのは。すぐにはわかりませんか。

◎事務局 すみません。今はちょっと資料がございません。

◎浅野副委員長 わかりました。後で教えていただければと思います。

◎事務局 はい。

◎西尾委員長 この会議で何を議論するかというフォーカスにもちょっと関係のあるご指摘だろうと思います。眺めていると、いろいろ感想などがあると思いますけれども、70代の元気さとか、体育の日に70代の健康ということが報道されておりましたけれども、大変なものですね。

◎杉本委員 ちょっと質問してよろしいですか。

◎西尾委員長 はい、どうぞ。

◎杉本委員 無作為抽出は前回提言をもとに通してしまっただけけれども、今回初めてということですのでいいのでしょうか。この委員が無作為抽出を提言しましたね。それで実施された初めての委員会ということで認識してよろしいですか。

◎事務局 はい。

◎杉本委員 ということは、これから広がるかどうかは、市長からの回答がありましたよね。資料7の一番後ろに、第4期の委員が委員会で提言したことの市長からの意見が載っているのですけれども、私はまだだと思っていたのですが、無作為に関しては、今後まだ検討するということがあったけれども、ほかに広がる可能性はまだ検討中でしょうか。

◎事務局 まだほかの委員会まではいっていないのですけれども、今回、無作為抽出の方が2名いらっしゃるのですが、60人に無作為抽出で送らせていただきまして、その結果、6名の方から応募がございました。その6名の方を抽せんさせていただきまして、2人を選んでおります。

◎事務局 18歳から39歳までの女性にお送りしました。それまで議論の中で、若年層の方の参加が少ないという議論と、女性の参加が少ないという議論がございましたので、公募の方には若年層の女性の方に入っただけだとちょっといいのではないかと思います。無作為抽出を行う前に浅野先生にちょっとご相談させていただいて、こういう考えでやらせていただきますということをご報告させていただいて、前回の最後にご報告していたと思いますが、若

年層の女性の方ということで60名を抽出してお送りして、6名から返信がありまして、6名のうち定員の2名をくじ引きで選びました。

◎古畑委員 それは、論文はなし。

◎事務局 論文はなしです。

◎古畑委員 くじ引きなの。

◎事務局 くじ引きです。

◎西尾委員長 ということで、広がるかどうか。

◎杉本委員 聞きたかったのは、本当にすごく画期的なことだと、小金井市では初めての試みですよ。これが本当にほかの委員会に広がっていくのかどうかということと、このことがどうだったのかということ、私はこの委員会でも今期ちゃんと検証しなければいけないと思います。2年間かかって作った提言ですので、ここでの皆さんのご意見もお聞きしたいなと思っています。

◎伊藤委員 そういう意味では、60人に送って6人の応募というのはかなり多い応募だと思いますので、できましたら、多分、赤羽委員と坂爪委員ではないかと思うのですが、何か、やってやろうといった、そういう感想ではないですけども、どういうことで手をお挙げになったのかというのは、こういう通知は多分珍しいと思うんですけども。

◎赤羽委員 私は、お手紙をいただきまして、正直、随分悩みました。まず、家族に相談して、協力してもらえるかどうか主人に確認したら、「せっかくの機会なので、自分がやってみたいと思ったら、参加してもいいと思うよ」と言ってもらいました。主婦という立場で自分でやってみて気がついたことがものすごく多く、そういうことを少しでもお話しできたらと思います。今子育てをされているお母さん方の意見を少しでも言うことができたらいいなと思います。このような委員があることは、今回送られてきて初めて知りました。

◎西尾委員長 どうもありがとうございます。

せっかくですから、坂爪さんも一言。

◎坂爪委員 私も全く同じで、本当に締め切りの日のぎりぎりまでファクスの前に立って悩んで悩んで、子供を相手にしていると、私は、父も母も離れたところに住んでいるので、8時まで子供を預けて、小学校の低学年なので、この時間帯に子供がひとりで留守番できるのだろうか、ご飯はどうしようか、曜日が金曜日だったら習い事はどうしようかとか、子供が風邪をひいたときどうしようとか、すごくさんざん悩んで悩んで、同じように主人に相談して、主人の職場はちょっと休みがばらばらなので、「1か月か2か月前にわかるなら、その日は休みをもらえる」と言われたので、お願いして、ずっと家の中にいるので、外の考えも全然わからない私がいいのかわからないけれども、逆に、先ほどおっしゃっていたように、子育てしていると、それしかわからない考えもあるからいいのではないかということと、「無作為に公募したということは、学歴とかは関係ないのだから、出てみればいいのではないか。そういう意見も必要だから出したのではないか」と言われてファクスで応募したので、逆に言うと、そう

いうのを見ても、自分の環境を見ると、多分、絶対応募しなかつたろうなと思いました。

◎西尾委員長 やっぱり効果はあるわけですね。三鷹でそういうものに当たって、今そういうテーマで卒論を書いている学生がいて、大きなきっかけだったようですね。当たったから行って見て、市民の会議というのはこんなものかというので、市民参加で卒論を書いている者がいます。ということで、これはぜひ小金井の職員の方は重く受けとめて、生かしていただければと思います。

この提言の進捗状況の報告という議題がその次にありますので、これについて事務局からご説明をお願いできますか。7の(2)ですか。

◎事務局 事務局です。第4期推進会議提言の進捗状況についてご報告いたします。資料7をご覧ください。

こちらは、第4期推進会議の経過で、この提言の進捗状況について不断に点検を行うということが、第5期、今期への申し送り事項となっておりますので、報告いたします。

まず(1)の審議会傍聴環境の整備に関してご報告させていただきます。先ほど意見・提案シートのところでは皆さんがお話ししてくださったところなのですが、審議会傍聴環境の整備に関して、傍聴者の意見も積極的に反映できるようにするため、原則として全ての審議会に意見・提案シートを常設するという内容でした。

それを受けて、意見・提案シートの設置状況や導入に当たってのアンケート調査を庁内各課に対し行いました。導入実績のある審議会の数は、今ある全審議会49件中3件でした。意見・提案シートの導入について、主な意見として、「無記名可の場合、同一人物からご意見を複数提出される懸念がある。」「責任のある意見提出を促すため、また提案者へのフィードバックを行うためには、記名すべきである。」「配付する場合、内容の精査が必要か。」「審議会の役割を担保するために議題の裁量権を審議会に保障する必要がある。」等がありました。意見・提案シートが審議会になじまないという意見もあったのですが、その理由としては、「権利・財産等の利害関係を取り扱うため」、「専門的知識を要するため」、「個人情報を取り扱うため」等がありました。この結果をもとにして規程案を整備し、各審議会の意見を伺おうと考えております。

(2)公募委員の募集についてです。こちらも先ほど皆さんで話して下さった件ですが、多様な市民が参加できるように、現行の市民公募方式に加えて、公募市民登録制の導入を提言されました。今までどおりの論文等の市民公募制と、無作為に抽出した市民の中から登録する公募市民登録制、市民が自発的に登録する公募市民登録制の三つの方式や、その組み合わせも含めて、公募方法の選択肢を整備していくという内容でした。

そこで、市民参加推進会議の今回の委員の募集において、無作為抽出による委員選出を行い、赤羽委員と坂爪委員に決定しました。市民枠の委員5人のうち2人を無作為で選出するため、60人の市民に送ったうち応募のあった方から抽選で選出しました。対象者は、既に決定していた3人の方の年齢や性別の構成を鑑み、18歳以上39歳以下の女性から抽出しました。

60人に送ったところ、6人から応募があり、ちょうど1割から返信があるということがわかりました。6人全員がほかの審議会に属していない方でしたので、市民参加する方の裾野を広げるといった効果はあると思われます。審議がスタートしていないので、この項目は現在検討中ということになります。

(3)の公募委員の選考基準と選考についてです。公募委員の選考過程をより透明で市民の納得を得られやすいものとするために、選考結果(応募者の順位や得点)などを何らかの形で通知するというものでした。

こちらでも今回、試行として、第5期委員募集の応募用紙に選考結果の通知希望の記入欄を設けました。今回ご応募いただいた9人のうち6人が通知を希望されました。今回の第5期までの応募者数を見てみると、第1期10人、2期10人、3期13人、4期10人、5期9人となっているので、この欄を設けたために応募人数が増加したということはないようです。

(4)子育て中世代の参加についてです。子育て中の世代の参加意欲に応えるために、保育士等を積極的かつ広範に(子育て関連審議会のみならず審議会全体に)配置できるようにするための方法を工夫するという提言でした。保育士を広範に設置できるようにするために、予算措置や派遣する仕組みの工夫という点が提言の具体的内容でしたが、財政的な観点も検討した上で、より実効性が高い方法、開催時間や曜日について、子育て世代が参加しやすいような工夫などを、第5期推進会議の議論を参考にしつつ、引き続き研究してまいりたいと考えております。

(5)障がいのある方の参加のための環境整備について。障がいのある人たちの参加意欲に応えるために、手話通訳士等をより積極的に配置するなど、参加しやすい環境作りに努めるという内容です。

現在も、審議会の開催に当たっては、バリアフリーに配慮された場所で行う等、配慮した上で開催しているところだとは思いますが、今後も引き続き周知等を図ってまいります。また、手話通訳者等の配置についても、保育士の配置と同様、仕組みの研究を行ってまいります。

以上です。

◎西尾委員長 ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございますでしょうか。大分、時計ともならみ合いながらやっているのですけれども、いいですか。

もう一つ議題があって、検討事項についてというところですので、もうこっちに入らせていただきたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

◎事務局 市民参加推進会議は、市民参加条例の第26条で「市は、この条例の適正な運用状況を審議するため、設置する」としております。第27条で、「この条例の運用状況を審議し、条例の見直しを含め、市民参加と協働を推進するために必要な意見を市長に提言する」と定めております。したがって、本推進会議におきまして審議していただきます事項につきまし

ては、第26条・第27条の規定の範囲のことにつきまして、推進会議で決定し、審議していただくこととなります。

本日の次第7の(3)、第4期からの申し送りの検討項目をご覧ください。

最初の第4期推進会議の提言の進捗状況については、先ほど申し上げたとおりでございます。

2番目の自治基本条例についてです。自治体の基本法、憲法のような条例で、全国の自治体数1,742中250余りの団体が制定していると言われておりまして、小金井市はまだ制定しておりません。自治基本条例の中に市民参加というのは柱の一つとして位置づけられますので、その観点から第2期から課題に挙げられてきましたが、実質的な議論がこれまでできていかなかったため、引き続き検討事項となっているものでございます。

3番目の参加型職員研修についてでございます。市では、平成22年度から平成23年度に、公募した市民、NPO職員及び市職員が参加し、協働についての講演や協働事業を想定したワークショップを実施したり、また平成24年度から、職員の協働意識の向上及びNPO等との人的ネットワークの拡大を目的としてNPO派遣研修を行っていますが、前期は議論を十分にまとめることができなかつたため、引き継ぎ課題として挙げられたものでございます。

これらが申し送り事項として現在のところ挙げられているものでございますが、第5期は第4期から一応独立して設置されておりますので、ここに書いてあるからといって拘束されるものではないというのが事務局の考え方でございますが、これも皆様の中でご協議いただければと思っております。

以上でございます。

◎西尾委員長 どうもありがとうございました。

本当に大事なところなのですが、時間も限られています。まずこの辺についてのご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

ここに「自治基本条例」という言葉がありまして、私は三鷹で以前これに関わってきたのですけれども、4年ぐらいいやりましたかね。大ごとですね。一つの基本条例は自治体の憲法に相当するものですが、集中的に大議論する必要があるテーマではないかなと個人的には思っております。多くの自治体でそれが制定されて、それが参考にはなるのですけれども。いかがでしょうか。重要ではあるけれども、ここで取り上げると、ほかのことがあまり取り上げられないぐらいの重みを持つてしまうのではないかなということなんですね。

浅野先生、何か、前からの申し送り事項その他、あるいはこれをぜひとかということはおありですか。これからここでどういうことを議論していくかということですか。

◎浅野副委員長 自治基本条例は、委員長がおっしゃったように、大きなことですので、もう少し機が熟してからのほうがいいのかという印象を私自身は持っているんです。なので、とりあえずこれは脇に置いておいてという形になるかと思えます、まず一つは。

参加型職員研修の件については、これはもともとは五島委員からご提案のあったところだと思いますので、せっかく五島委員がいらっしゃるので、どうなんでしょうか。あるいは、どち

らかという、これは所管が違うと言ってもいいかとか。

◎**五島委員** ここに挙がっている項目三つは、項目としてはいいのではないかなと思います。一つ目は、この委員会の役割ですので、それはそれとして、もちろんのことなのですが、今の自治基本条例については、ここで話し合っていることそのものがそちらに向かった議論だと思しますので、これについてきちんと時間をとってとかというのではなくて、そこを目指しての話し合いなんだということをここで常に確認しながら話し合いをしていけばいいのかなと、今お話を伺っていて思いました。

それと参加型職員研修なんですけど、ここでもそうなんですけれども、ここで四角く話し合うだけではなくて、ちょっと言いたいことを言い合うようなぶっちゃけたワーキングみたいなことをこの中で、前期も実はちょっと提案させていただいたのですが、丸く座って言いたいことを言うとか、議事録はとらないとか、そのような話し合いの場もあってもいいのではないかなと思っていて、それと同じ意味で、この参加型職員研修というのも、市民と職員の人たちが顔を合わす機会を増やせる、増やしたいと、僕はあちこちでも話し合いに出ているので、とてもそう思います。ですので、そういうことはここで決められる話ではもちろんないと思いますけれども、そういうことをやってねということで、関連の課もそうだし、ちょっと違う、福祉だったら福祉の中でもそういうものがあってもいいかなと思いますので、結果はともかく、ちょっと検討していきたいなと思います。

以上です。

◎**西尾委員長** どうもありがとうございます。

◎**福井委員** 自治基本条例に関しまして、私が前期の最後のときにちょっとコメントを出したんですけれども、自治基本条例の中で、この会議自体が市民参加推進会議ということで市民参加条例という項目に該当しているのですけれども、最近では協働事業ということが非常に活発で、ある程度、どんな書類を見ても「協働」という言葉が出ているということです。ほかの市に関しては、市民参加条例以外に市民協働条例というものが設置されている都道府県を踏まえて、市町村で非常に活発に議論され始めているという過渡期になっているということで、小金井市の市民参加条例自体はある程度協働事業的な意味合いも多分に含んでいるから、それを設置するときに、「市民参加・協働条例」という言葉に置きかえて拡大解釈しながらやっていかなければいけないのではないかということです。すぐまた今期の検討事項の中に、どうでしょうかということ投げかけたということで、自治基本条例は協働ということが非常にうたわれているということで、ちょっと市民参加条例とは異質で、検討事項の項目として我々の会議の中では非常に難しい問題だと思いますけれども、自治基本条例の中で言及されているとおりの内容で、協働という条例もあるということも、我々の範疇の中でも研究するに値する会議ではないかということで、含みを持って提案させていただいたということです。

◎**西尾委員長** どうもありがとうございます。

ちょうど30分になっていまして、若干延びることをお許しいただければと思います。私の

大学では、教授会が延びるときには、動議を誰かが出さないと直ちに打ち切られるのです。そういうことはしませんけれども、ほんのわずかですが、ちょっと延びることをお許してください。

この市民参加条例の中にも目的のところその言葉もあったと思います。参加と協働というのは密接な関係があって、これを深めることがそういう基本条例に結びついていくものではないかなと思います。

市民意向調査という項目もこの会の役割にはあるのですけれども、これは一種のアンケート調査のようなものですか。そういうことも検討の中身ではないかと思えますし、先ほどの統計から見ても、若い世代がどうやったら市政に参加するかといったことも大きな課題ではないかなと思っています。

今日は時間ですので、次回以降でしょうか、ここでどういうことを議論していくかは。事務局のほうで何か進め方についての提案のようなものはおありですか。

◎浅野副委員長 前期の委員としての経験を少し述べさせていただくと、職員研修の話は前期も取り上げられていて、今、福井委員がおっしゃったように、協働なのか、市民参加なのかというところで結構難しい問題があるかなという気はするのです。これは協働の話なのか、市民参加の話なのかという。協働のほうは協働のほうで、あれは会議でも答申を出して、それなりに動いているんです。なので、そちらの話の随時聞いていくという形でこの件を押さえておくのがいいのかなという感じがいたします。

基本条例の話は、かなり専門的な話になると思いますので、ここで今期それに答えを出すというのはかなり難しいだろうと思います。

そうしますと、ここで挙げられている三つの項目でいうと、提言の進捗状況ということなんですが、これは多分定期的に、実際に何か動きがあるたびに報告を受けて、我々として意見を言うというルーティンワークだと思うんです。

そうすると、ルーティンワーク以外に我々が主題として何をするかということになるわけですが、前期は、最初の2回ぐらいでしたか、こういう形でやれば市民参加はもっと実りの多いものになるのではないかというアイデアを各人に宿題として課すわけです。一回に何人ぐらいでしたか。全員報告したのですよね、たしか。

◎杉本委員 そうです。それぞれ自分がテーマを、市民参加の課題を見つけて、それをそれぞれが調べて提案していくという……。

◎西尾委員長 ありがとうございます。

◎浅野副委員長 それで、一長一短ありまして、私はそれは非常によかったなと個人的には思っているのです。ただ、全員がアイデアを出すと、当然それを消化するために時間が必要になり、結局何回余計にやったのでしたか。

◎事務局 2回、ワーキンググループの形で。

◎浅野副委員長 2回、ワーキンググループの名前で正規ではない会合を持ったので、あのときには全員集まりましたが、2回分負担が増えるということ。

◎西尾委員長 負担が増える。どうですか。車座的な集まりですか。

◎福井委員 各自、提言的なものを出して、その中で人数分だったら12名という検討をやって、それをどれか、皆さんの合意に基づいて、浅野委員が言うように、三つぐらい選んで、順序を追って検討していったら、前は8回プラス2回のワークショップで全員のことを話し合うという形で進めたから、10回分やったんですけれども、その提言の中でかさなるものも当然出てくると思いますから、その辺を取捨選択すればいいのではないかと思います。

◎西尾委員長 では、予定していたシナリオには全くないのですが、ちょっとメモでも出していただくというのはどうですか、事務局宛てに。

◎古畑委員 それはぜひやってくださいよ。僕は今日初めてなのでお聞きしますが、普通はワーキンググループと本委員会とは分かれるでしょう。何かワーキンググループみたいなことをやるのかどうかと考えていました。

◎西尾委員長 今日は顔合わせと、いろいろな手順、手続的なことのルールの確認と、本題にやっとうろうとしているところなんですけど、皆さん、市民参加はまだ十分ではないという共通認識をお持ちではないかなと思うんです。そのために何かいい工夫はないかということメモでちょっと出していただくということはどうでしょうか。一言でもいいと思うんですけれども。

◎古畑委員 僕は賛成です。

◎西尾委員長 よろしいですか。強制ではないので、特にまだ書けませんということもあり得ると思います。それこそ皆さんがかなり重いメモをたくさん出してこられると、その仕分けが課題になるかもしれません。ご意見のある方はぜひメモのような形で、それについてまた議論ができればと思います。

では、それを事務局のほうで受け付けていただけますか。

◎事務局 はい。

◎西尾委員長 では、そういうことで、これからの議題は、それに基づいて、私と副委員長と事務局で進め方について検討させていただきたいと思います。

では、ということで次回に備えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「いいです」の声あり)

◎事務局 今のメモなんですけれども、これから次回の日程を決めていただくと思うんですが、資料を配付する関係もございますので、次回の日程の10日前までに事務局のほうまでメールなりファクスなり郵送なりで送っていただければ、事前に配付できますので、よろしくお願いたします。

◎西尾委員長 そんなに悠長ではなくて、そんなに難しく大論文を書いていただく必要はないので、早目に出していただいてもいいかなと思います。

それでは、次回の開催日程についてです。事務局のほうで日程についてのアイデアを出していただけますか。

(休憩)

(再開)

◎事務局 ご家族の都合等もあると思いますので、もしご都合がよろしくない場合は後日ご連絡いただくということで仮で決定させていただきたいと思います。

◎西尾委員長 調整の可能性を残しておりますが、12月20日午後6時から開催したいと思います。それでは、大変自主的な議論をいただいて、どうもありがとうございました。

(午後8時40分閉会)